

桑名市社会体育施設照明設備ＬＥＤ化事業に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本事業は、既存の公共施設の照明を賃貸借方式によりＬＥＤ照明に更新するにあたり、事業者からの優れたノウハウを生かした提案を受け、最適な者を特定するため、公募型プロポーザル方式を実施することとし、その手続きについて必要な事項を定めるものとする。

2 事業概要

(1) 事業名

桑名市社会体育施設照明設備ＬＥＤ化事業

(2) 対象施設

別紙１「対象施設一覧」のとおり

(3) 照明器具の種別及び数量

別紙２「既設照明・提案照明一覧」のとおり

(4) 契約方式

賃貸借契約 10 年（120 ヵ月）

※１ 賃貸借期間終了後、発注者に無償譲渡されるものとする。

※２ 地方自治法第 214 条に基づく債務負担行為とする。

(5) 事業期間

工事期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日

賃貸借期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 18 年 3 月 31 日

(6) 提案上限額（消費税及び地方消費税相当含む。）

全対象施設の賃貸借料の総額

232, 246, 875 円

※ 消費税及び地方消費税の税率については、現行の標準税率（10％）で計算するものとする。契約期間中に税制度の変更があった場合は、その都度、本市との協議により対応を決定する。

(7) 事業内容

「桑名市社会体育施設照明設備ＬＥＤ化事業賃貸借仕様書」のとおり

3 業者選定方法

(1) 方式

公募型プロポーザル方式

(2) 選定

桑名市社会体育施設照明設備ＬＥＤ化事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、提案書等の内容の聴取等（プレゼンテーション及びヒアリン

グ)を実施し、技術的に最適な者（以下「最適者」という。）及び次点者を選定する。
審査の結果、その評価が一定の基準に満たなかった場合は、最適者及び次点者を特定しない。また、提案書等を提出する者が一者の場合であっても、プレゼンテーション及びヒアリング審査を行う。

4 役割と業務

- (1) 本事業で必要とする役割と分担業務は次のとおりとする。
 - (ア) リース役割（受注者とする）
照明器具の賃貸借及び管理、契約等の諸手続
 - (イ) 調査設計役割
現地調査に関する業務
 - (ウ) 施工役割
照明器具の更新工事に係る全ての業務
 - (エ) その他の役割
上記（ア）～（ウ）以外の本事業に必要とされる業務
- (2) プロポーザルに参加しようとする者（以下「応募者」という。）は、(1)（イ）（ウ）（エ）の役割の一部又は全部を委託しようとする場合は、本プロポーザルの参加表明時に、委託先の事業者とその役割を明らかにすること。

5 参加資格

- (1) 代表者であるリース役割の事業者が、桑名市競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 調査設計役割は、同種事業（調査設計を含むLEDリース事業）における調査設計役割での実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 桑名市請負工事入札参加者指名停止基準（平成18年告示第159号）による指名停止または他の公共団体の指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始がなされている者ではないこと。
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）及び刑法（明治40年法律第45号）に抵触する行為を行っていないこと。
- (8) 桑名市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成21年告示第206号）の別表第1に該当しないこと。

6 全体スケジュール

- 5月23日（金） 実施要領等の公表（桑名市ホームページ上で公表する）
- 5月30日（金） 質問の受付期限

6月 6日（金）	質問に対する回答
6月 13日（金）	参加表明書等提出期限
6月 20日（金）	参加資格確認結果の通知
7月 4日（金）	提案書等提出期限
7月 14日（月）	プレゼンテーション及びヒアリング審査
7月 22日（火）	審査結果の通知
7月 28日（月）	審査結果の公表
8月初旬～9月	現地調査
10月初旬	調査設計後の見積提示：詳細協議
10月中旬	契約締結

※ 期間の表示があるものは、午前9時から午後5時まで（期間中の土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に行うものとする。

※ 上記選定日程は予定であり、変更する場合がある。

7 質問の受付・回答

（1）提出期限

令和7年5月30日（金）午後5時まで

（2）提出方法

電子メールにて件名を「桑名市社会体育施設照明設備LED化事業プロポーザルに関する質問（事業者名）」とし、質問書（様式1）を添付して、次のメールアドレス宛に送信し、電話にてその旨を連絡すること。

◆ メールアドレス： sportm@city.kuwana.lg.jp

※ 質問受付期間以外の質問及び電話など口頭による質問の受付は行わない。

（3）質問への回答方法

質問に対する回答は、令和7年6月6日（金）までに一括して質問回答書として取りまとめ、本市ホームページにおいて掲載する。

※ 質問者の名称は非公表とする。

※ 仕様書の補足等が掲載されることもあるため、質問及び回答については、参加表明書等の提出前に必ず確認すること。

8 参加表明書等の提出

（1）提出期限

令和7年6月13日（金）午後5時まで

（2）提出方法

持参又は郵送（必着）

※ 郵送の場合は、次の宛先に郵送履歴が残る郵送方法で郵送し、郵送した旨の連絡をすること。

◆ 宛先：〒511-0068

三重県桑名市中央町三丁目 79 番地
桑名市地域コミュニティ部スポーツ振興課
(くわなメディアライヴ2階)

(3) 提出書類

以下の提出書類を①～③について、左綴じで提出すること。

① 参加表明書(様式2)

② 役割分担表(様式3)

応募者の「3 業者選定方法」「(3) 役割と業務」の委託先事業者を全て明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。また、委託先事業者との覚書又は協定書等の写しを添付すること。

③ 関連事業実績一覧表(様式4)

各契約を証明できる書類(契約書等)の写しを添付すること。

④ 誓約書(様式5)

⑤ 商業・法人登記簿謄本

現に効力を有する部分の謄本で、参加表明書等の提出日から3か月以内に発行されたものに限る。

(4) 提出部数

正本1部

9 参加資格確認結果の通知

(1) 通知日

令和7年6月20日(金)

(2) 通知方法

参加表明書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

10 提案書等の提出

(1) 提出期限

令和7年7月4日(金)午後5時まで

(2) 提出方法

持参又は郵送(必着)

※ 郵送の場合は、次の宛先に郵送履歴が残る郵送方法で郵送し、郵送した旨の連絡をすること。

◆ 宛先：〒511-0068

三重県桑名市中央町三丁目 79 番地
桑名市地域コミュニティ部スポーツ振興課
(くわなメディアライヴ2階)

(3) 提出書類

次に掲げる書類について、インデックスを付け順に左綴じで、1冊にまとめて提出す

ること。

- ① 提案書提出届（様式6）※ 正本のみ添付
- ② 提案の概要（様式7）
- ③ 既設照明・提案照明一覧表（様式8）
- ④ 削減効果一覧表（様式9）
- ⑤ 見積書（様式10）
- ⑥ 工程計画書（様式11）
- ⑦ 主な使用器材提案書（様式12）
- ⑧ 施工等計画書（様式13）
- ⑨ 維持管理等提案書（維持管理計画書）（様式14）
- ⑩ 契約終了時の引継ぎ対応（様式15）

（4）提出部数

正本1部、副本6部

③の電子データ（CD-R）一式

※ プレゼンテーションは、事業所名を伏せた状態で行うため、副本には事業所を直接特定できる情報を含まないよう配慮すること。

11 提案書等作成要領

（1）提案書の規格

- ① 提案書は、任意様式とし、用紙の規格は、日本産業規格A4版とすること。なお、図表等でA3版を使用する場合は、A4版に織り込むことも可能とする。
- ② 文字フォント11pt以上とし、チャート、イラスト、図表等の使用や着色は自由とする。

（2）提案書の構成

賃貸借仕様書の内容を踏まえ、次の内容を記載すること。

- ① 提案書提出届（様式6）※ 正本のみ添付
- ② 提案の概要（様式7）
- ③ 既設照明・提案照明一覧表（様式8）
- ④ 削減効果一覧表（様式9）

光熱費の削減効果及びCO₂排出量の削減効果については、次の換算値で行うこと。

電気（低圧・高圧）料金の削減効果	25円／kWh
CO ₂ 排出量の削減効果	0.000449t-CO ₂ ／kWh

- ⑤ 見積書（様式10）

※ ③（様式8）に記載した金額と賃借料を一致させること。

- ⑥ 工程計画書（様式11）
- ⑦ 主な使用器材提案書（様式12）

※ ③に記載した照明のうち、ナイター照明設備・高天井照明設備等の主な照明設備について記載すること。

- ⑧ 施工等計画書（様式 13）
- ⑨ 維持管理等提案書（維持管理計画書）（様式 14）
- ⑩ 契約終了時の引継ぎ対応（様式 15）

（3）見積書の内訳

施設ごとの金額及び照明器具ごとの単価（機器費、更新工事費及び諸経費等を含む。）が分かる内訳明細書を添付すること。ただし、大規模な仮設足場等で照明器具の単価として加算することがふさわしくないものについては、別項目で計上するものとする。

12 プレゼンテーション及びヒアリング審査

（1）開催日

令和 7 年 7 月 14 日（月）

（2）場所

くわなメディアライヴ

（3）出席者

出席者は、5 名以内とし、説明は本事業に主に携わる予定の担当者とする。

（4）備考

- ① プレゼンテーションについては、提出した企画提案書を使用することとし、本業務の配置技術者は必ず出席するものとする 1 事業者につき、30 分程度（概ねプレゼンテーション 20 分、質疑応答 10 分以内とする。）を予定している。ただし、状況によりプレゼンテーションをリモートで行う場合がある。
- ② プレゼンテーション使用機器等
プレゼンテーション時に使用するプロジェクター、スクリーンは、本市で準備するが、その他必要な機器で準備が難しい場合は、申し出ること。
- ③ 詳細については後日通知する。

13 評価項目及び採点方法

- （1）別表 1 「評価基準」に基づいて審査委員が採点を行い、各審査委員の採点の合計で最高得点の者を最適者とし、次に高かった者を次点者とする。（各委員 200 点、合計 600 点）
- （2）合計評価点が、満点の 6 割に満たない場合は、本事業選定の対象外とする。ただし、合計評価点が満点の 6 割を満たしている場合でも、各審査項目に最低点があった場合は、本事業選定の対象外とすることがある。
- （3）最高得点の者が複数いる場合は、見積金額の安価な者を特定する。

14 審査結果

審査結果は文書にて応募者全てに郵送し、市ホームページで公開する。また、審査結果について、異議申立ては認めない。

15 参加報酬の有無

本プロポーザルに係るすべての経費は、応募者の負担とし、参加報酬（報償費）等は支払わない。

16 参加に関する留意事項

（１）提出書類の取扱い

原則として提出書類は返却しない。また、事業以外の目的で提出書類を使用しない。

（２）特許権等の使用

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料又は維持管理方法等を使用した結果生じた責任は応募者が負うものとする。

（３）本市が提供する資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

（４）複数提案の禁止

応募者は１つの提案しか行うことができない。

（５）複数参加の禁止

応募者の「３ 業者選定方法」「（３）役割と業務」の委託先事業者は、他の応募者の委託先になることはできない。

（６）委託先の変更の禁止

参加表明書等提出後は、応募者の「３ 業者選定方法」「（３）役割と業務」の委託先を変更することはできない。

（７）提出書類の変更の禁止

提出された提案書等は差し替え及び再提出することはできない。ただし、提出期限内での誤字等の軽微な修正はこの限りでない。

（８）参加資格の取消し

次のいずれかの事由に該当した場合は、本プロポーザル参加資格を取消し、提出された提案書等は無効とする。

（ア）参加申出に係る書類を提出以降契約締結までに、本実施要領による参加資格要件を満たさないこととなった場合。

（イ）見積額が提案上限額を超えている場合。

（ウ）提出書類に記載された内容が虚偽であった場合。

（エ）上記各号に該当するほか、著しく信義に反すると認められる場合。

17 事業契約

（１）現地調査及び詳細協議

最適者（以下「契約候補者」という。）は、契約対象となる施設について、現地調査を行った上で、本市が指定する方式により改めて見積書を提出すること。

また、提案内容及び現地調査の結果等を踏まえ、本市と事業内容について詳細協議を行い、契約内容についての調整に応じること。

（２）契約の締結

契約内容について本市と協議が成立した場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約により、当該賃貸借契約を締結する。契約手続き及び契約書は、桑名市契約規則の定めによるところによるものとする。

なお、本市と契約候補者の協議の結果、契約に至らなかった場合は、同様に次点者を契約候補者とし、協議を行うものとする。

(3) 締結時期

令和 7 年 10 月中旬 (予定)

(4) 予測されるリスクと責任分担

本市と事業者の責任分担は、原則として別表 2「予測されるリスクと責任分担」によることとする。なお、別表 2 に該当しない事項が発生した場合は、別途協議を行うものとする。

18 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルの審査委員会委員及びその家族、審査委員会委員及びその家族が実質的に関係する組織に所属する者は、本プロポーザルに参加できない。
- (2) 本プロポーザルの告示から審査結果が公表されるまでの間において、審査委員会委員、事務局及び関係職員に、参加表明書等を提出した者が本プロポーザルに関する接触（本実施要領に定める手続きは除く。）を求めたときは失格とする。
- (3) 参加表明書等提出以降に辞退する場合は、提案書等提出期限の前営業日までに辞退届（様式 16）を持参又は郵送（必着）にて提出すること。
- (4) 提出書類は、桑名市情報公開条例（平成 12 年桑名市条例第 39 号）に規定する開示請求の対象となる。

19 問い合わせ及び書類の提出先

〒511-0068

三重県桑名市中央町三丁目 79 番地

桑名市地域コミュニティ部スポーツ振興課（くわなメディアライヴ 2 階）

Tel : 0594-24-1251 〈直通〉 Fax : 0594-24-1355

Mail : sportm@city.kuwana.lg.jp

別表 1 「評価基準」

評価項目			評価の視点	配点
事業主体	1	事業の実施主体 (様式3・4)	事業者として法令遵守や経営状況に問題がなく、事業を円滑に執行できる体制が整っているか。(役割分担が明確に示されており、実効性の信頼性があるか。)	5
			各役割の事業者は、同種及び同規模以上の事業に関する実績を十分有しているか。	5
	2	実施方針 (様式7)	市の基本方針や事業目的を理解し、事業における目標が適切に設定されているか。	5
	3	事業実施計画 (様式11)	現地調査、機器の手配、施工等それぞれに必要な期間の根拠が明確であり、具体的な提案がなされているか。	5
器具の提案	4	脱炭素(省エネ) (様式8・9・12)	選定した器具はより省エネルギーとなる器具を選定しているか。(電気使用料削減、温室効果ガス排出削減につながる提案となっているか。)	20
	5	価格 (様式8～10)	提案リース額は安価となっているか。	40
	6	眩しさ対策 (様式8～10・12)	具体性、妥当性のある眩しさ対策を施しているか。	10
	7	利便性 (様式12)	施設ごとに適切な照度が確保されているか。調光機能に具体的な提案がなされており、利便性に寄与しているか。	40
調査設計・施工に関する提案	8	調査設計 (様式11・13)	現地調査、設計方法が具体的に示されているか。また、調査による施設運営への支障がないよう、示されているか。	5
	9	施工 (様式11・13)	施工期間は短期間となっているか。(施設の仮使用など、施設が使用できない期間を短期間とする具体的な提案がなされているか。)	10
	10	近隣への配慮 (様式11・13)	現地調査、施工に伴う近隣への影響を考慮した提案となっているか。	10
	11	廃棄物の処理 (様式11・13)	発生する廃棄物の処理に関する具体的な提案がなされているか。	5
	12	地域等への貢献 (様式11・13)	市内業者の活用についての提案がなされているか。	10
	13	安全性 (様式12・13)	器具重量など、既存設備の状況を踏まえて提案しているか。施工や維持管理において仮設等具体的に示しているか。	10
維持管理に関する提案	14	不具合対応 (様式14)	不具合対応に関する具体的な提案があるか。また、連絡体制、対応方法や時間に関する具体的なフローが提案されており、その内容が本紙に有益性のあるものであるか。	10
	15	保証内容 (様式14)	事業期間中における保証内容は、本市に有益性のあるものであるか。	5
引継ぎ	16	契約終了時の引継ぎ (様式15)	契約終了のリース物件の引継ぎについて、具体的に提案が記載されており、引継ぎに関する期間や方法等は妥当性が高いか。	5
				200

別表２「予測されるリスクと責任分担」

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
共通	実施要領の誤り	実施要領の記載事項に重大な誤りがあるもの	○	
	安全性の確保	設計・工事・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	設計・工事・維持管理における環境の保全		○
	制度の変更	税制の変更	○	
		法令・許認可の変更	○	
	事業の中止・延期	本市の指示によるもの	○	
		本市の不注意等による建設許可等の遅延によるもの	○	
		事業者の入札参加停止、事業放棄、破綻によるもの		○
設計段階・計画	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	
	物価の変更	急激なインフレ・デフレ（諸経費に対して影響のあるもののみを対象とする）	○	
	設計変更	本市の提示条件、指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示、判断の不備によるもの		○
施工段階	第三者賠償	調査、建設における第三者への損害賠償義務		○
	不可抗力	天災等による建設変更・中止・延期	○	
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ（工事費に対して影響のあるもののみを対象とする）	○	
	立入許可	合理的な事由によらない場合であって、必要な施設への立入許可がない場合の事業未遂行	○	
	工事遅延・未完工	本市の責による工事遅延・未完工による引渡しの延期	○	
		事業者の責による工事遅延・未完工による引渡しの延期		○
	工事費増大	本市の指示、承諾による工事費の増大	○	
		事業者の指示、判断によるもの		○
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
	一時的損害	引渡し前に工事目的物に関して生じた損害		○
		引渡し前に工事に起因し施設に生じた損害		○
	用地の確保	資材置き場の確保		○
支払	金利の変動	金利の変動		○
	支払遅延・不能	本市の責による支払の遅延・不能によるもの	○	
計測・検証	設備不良	設備が所定の性能を達成しない場合		○
	電気料金単価の変動	電気料金単価の変動	○	
	エネルギーベースラインの調整	機器の使用状況、稼働率の顕著な変動や運転管理方法の顕著な変更	○	
保証	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、本市の施設運営・業務への障害		○